

平成 27 年 2 月 20 日
日本学術会議事務局
管理課用度・管理係

調 達 公 告

件 名	報告「環境学の俯瞰」の英訳業務
ボックス番号	⑩
数 量	一式
作 業 内 容	別紙仕様書の通り
履 行 期 限	平成27年3月30日(月)
見 積 提 出 期 限	平成27年3月2日(月)12:00まで (郵送の場合は2月27日(金)9:00まで)
見積書提出先及び 仕様書交付先	〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34 内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係 Tel03-3403-1930
担 当 者 名	用度・管理係 佐藤、西田
仕様書問合わせ先 担 当 者 名	内閣府日本学術会議事務局国際担当 総括係 瀧澤、楠本
競争に参加する者 に必要な資格及び 注意事項	○参加資格:平成25・26・27年全省庁統一参加資格 「役務の提供等」A～D等級に格付けされている者。 ○参加者は、見積書の提出をもって 「暴力団排除に関する誓約事項」(別記)に誓約したものとする。 ○その他:別添の「オープンカウンター方式について」を参照

仕 様 書

1 件名

報告「環境学の俯瞰」の英訳業務

2 目的

気候変動や生物多様性の減少等の現実の環境問題の解決に向けて、環境学と社会的な課題の間を繋ぐ何らかの仕組みを作るため、国際科学会議（ICSU）が主体となってフューチャーアース（FE）プログラムが立ち上がった。日本学術会議も昨年からは、FE 研究プログラムの恒久国際事務局を担う組織の一つとして、その活動を始めている。

今後、日本学術会議が FE 国際事務局として国際シンポジウムや committee を主催することが予定されている。本業務は、信頼のおける高度に専門的な翻訳事業者を活用し、日本学術会議から発信した報告「環境学の俯瞰」の英訳を行い、報告書の内容を正確に海外に情報を発信するためのツールとして会場で配布する等活用をすることを目的とする。

3 履行期限

平成 27 年 3 月 30 日（月）

4 業務内容

- (1) 日本学術会議が平成 26 年 9 月 26 日に発出した報告「環境学の俯瞰」を英語に翻訳すること。

翻訳を行うべき原稿（全文）については、落札者に対し、電子データ（PDF 形式）にて支給する。（※ホームページから見ることもできる。

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-h140926.pdf> ）

尚、翻訳に当たっては、内閣官房 Translations of Japanese Laws and Regulations 法令翻訳データ集を参照にしながら作業に当たること。

- (2) 本文書の翻訳実施に当たっては、政府の公式な文書として、さらに学術論文としての正確さ、厳密さが求められることから、これらに十分に留意しながら翻訳を行い、ネイティブチェッカーによる校正を厳格に行うこと。なお、チェックを行うネイティブは、英米の大学院等で修士号を取得した者が望ましい。

- (3) 受注者は、契約締結後、速やかに支出負担行為担当官が指定する職員（以下、「監督職員」という。）と協議して、「業務スケジュール予定表」（様式自由）を作成し、監督職員の了解を得ること。受注者は、「業務スケジュール予定表」に従った業務の進行管理を行い、都合により予定を変更する必要がある場合は、監督職員と十分協議の上、履行期限の範囲内で調整することとする。

(4) 受注者は、「業務スケジュール予定表」に基づき成果物を電子媒体で計画的に提出すること。成果物の提出に当たっては、監督職員の指示に従い、所定の体裁に整えて提出すること。

(5) 受注者は、業務の実施に当たり、翻訳の文法表現、翻訳使用に疑義のある学術用語及び「法令翻訳データ」に記載のない固有名詞等については、3 案程度の翻訳案を提示し、監督職員と協議した上で使用を決定すること。また、監督職員が本文書の翻訳の質の向上等を目的として翻訳の修正又は翻訳のやり直しを支持した場合は怠りなくこれに従うこと。

5 履行体制及び実施の条件

- (1) 受注者は、本業務の実施に当たり、履行期限等、本仕様書に定める事項を遵守すること。
- (2) 受注者は、業務の実施に当たり、我が国の大学又は研究機関等における環境学又は環境学に近い分野の学術論文の翻訳業務の受注経験を有する優秀な翻訳者を必要人数確保し、本業務に従事させること。
- (3) 受注者は、随時又は監督職員等の求めに応じ、本業務の進行状況を監督職員に報告すること。
- (4) 受注者は、不測の事態により、「業務スケジュール予定表」に定められた期日までに業務を終了することが困難と見込まれる場合は、遅滞なくその旨を発注者へ連絡し、その指示に従うこと。
この場合、受注者は、業務の遂行が困難となった事情を速やかに解決し、業務の遅れを回復するよう努めなければならない。
- (5) 受注者は、業務の実施に当たって、監督職員等と適時打ち合わせを実施し、疑義が生じた場合には、監督職員等と協議すること。

6 納品成果物（最終版）

電子媒体にて、以下のとおり提出すること。

形式：CD-R 2 枚

記録データ：Word 形式（バージョンについては、落札者と協議する。）

書式：A4 判、ダブル・スペース、23 行、表紙あり

7 成果物の納入場所

〒106-8555 東京都港区六本木 7-2-34

担当：日本学術会議事務局参事官（国際業務）担当室総括係

8 成果物の著作権等

- (1) 本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定められた権利を含む）は、すべて日本学術会議事務局に帰属するものとする。
- (2) 第三者が、当局において権利を有する著作物（写真等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受注者において行うものとする。

- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら日本学術会議事務局の責めに帰する場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

9 照会先

本仕様書に関する照会先は、以下のとおり。

担当：日本学術会議事務局 国際担当 総括係 瀧澤、楠本

電話：03-3403-5731 F A X：03-3403-1755

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以

降の全ての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。